

第1章 総則

(名称)

第1条 当学会は、日本保育者養成教育学会と称し、英文では **The Japanese Society for the Study on Hoikusha Education** と表示する。

(目的)

第2条 当学会は、保育者養成教育に関する研究を行い、保育者養成教育の発展に寄与することを目的とする。

保育者養成教育とは、養成段階における教育及び採用・研修を通じた保育者の資質向上や力量形成等、保育者の専門性の開発にかかわるすべての取り組みを意味する。

(事業)

第3条 当学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究の促進及び公開
2. 共同の調査・研究及びその成果の公開
3. 年次大会及び研究会の開催
4. 研修会、講習会及び講演会の開催
5. 学会誌「保育者養成教育研究」その他学術的刊行物の発行
6. 内外の情報交換及び広報
7. その他当学会の目的を達成するために必要な事業

(設立日)

第4条 当学会の設立日を平成 28 年 3 月 22 日とする。

(主たる事務所の所在地)

第5条 当学会は、主たる事務所を以下に置く。

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1 丁目 24-1-4F (株) ガリレオ内

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 会員は次の 3 種とする。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 賛助会員

(正会員)

- 第7条 正会員は、保育者養成教育の研究に従事する者で、当学会の目的に積極的に協力する者とする。
- 2 正会員になろうとする者は、正会員の紹介により当学会会長宛に申込書を提出し、当学会の承認を受けなければならない。
 - 3 入会金及び会費は総会の決議によって決定する。金額については、別に定める。
 - 4 正会員は、総会において議決権を持ち、大会その他の会合及び研究誌等においてその研究を発表することができる。
 - 5 正会員は、研究誌等の配布を有償または無償で受けることができる。

(名誉会員)

- 第8条 名誉会員は、当学会に対する貢献が特に顕著な者に対して、理事会の承認を得て会長が推挙する。
- 2 名誉会員は、総会において第 17 条に規定する決議につき議決権を持ち、大会その他の会合及び研究誌等においてその研究を発表することができる。
 - 3 名誉会員は、研究誌等の配布を有償または無償で受けることができる。

(賛助会員)

- 第9条 賛助会員は、当学会の目的に賛同し当学会に経済的その他特別の援助を与える者で、理事会にて承認した者とする。

(会員名簿)

- 第10条 当学会は、「会員名簿」を作成し、当学会の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当学会の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当学会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

- 第11条 会員は、退会届を会長宛に提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。
 - (1) 総会員の同意
 - (2) 死亡
 - (3) 会費の納入を3年以上怠ったとき

(4) 除名

(除名)

(ア) 当学会の会員が、当学会の名誉を毀損し、若しくは当学会の目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に違反したときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、正会員及び名誉会員によって構成される。

(定時総会と臨時総会)

第13条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集するものとする。

2 総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する会員に対して、その通知を発することを要する。ただし、議決権を有する総会員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び継続

(議決権)

第17条 正会員は、全ての決議につき各1個の議決権を有し、名誉会員は前条第2項に定める決議につき各1個の議決権を有する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議事録を作成した理事がこれに署名または記名押印し、10年間当学会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び監事

(役員数)

第19条 当学会に、次の役員を置く。

理事 15名以内(会長1名、副会長1名、事務局長1名を含む)

監事 2名

(選任の方法)

第20条 当学会の理事及び監事は、当学会の会員の中から候補者を選出し、その候補者から総会の決議により選任するものとする。

- 2 当学会の理事及び監事の選任は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(会長・副会長・事務局長)

第21条 当学会の会長については、理事会において理事の過半数をもって選出する。

- 2 副会長は、会長が挙げた候補者を過半数の理事の承認を得て理事の中から指名する。
- 3 事務局長は、会長が挙げた候補者を過半数の理事の承認を得て理事の中から指名する。
- 4 会長は、当学会を統括し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を助け会長が事故あるときは代行する。
- 6 事務局長は、当学会の運営上の諸事務を統括する。

(任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年内の最後の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任

者の任期の残存期間と同一とする。

第5章 理事会

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の3日前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の通知をしないで理事会を開催することができる。
- 3 会長は、必要に応じて理事以外の会員に対して理事会への出席を求めることができる。

(理事会の決議)

第24条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名または記名押印し、10年間当学会の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第26条 当学会の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

附則

1. 当学会の会長は以下の者とする。

〒158-8586 東京都世田谷区等々力8丁目9-18 東京都市大学 小川清美

2. 本定款は平成28年4月1日より施行する。

3. 本定款は平成30年3月4日より第5条および第26条を改定し、施行する。

本改定に伴い、平成30年度の事業年度は平成30年1月1日より開始することとする。

4. 本定款は令和2年5月20日より第19条および第21条を改定し、施行する。